Notes

慶應義塾大学学術情報リポジトリ Keio Associated Repository of Academic resouces

Title フィーン売買条約の適用実整 Publisher 歴 慶應整数大学 Publication year 2018  Jatitu	Keio Associated Repository of Academic resouces						
Author   山手、正史(Yamate, Masashi)   Publisher   愛勝義致大学   2018   Jutite   学事振興資金研究成果実績報告費 (2017.)	Title	ウィーン売買条約の適用実態					
Publication year	Sub Title	The manner of application of CISG in the world					
Publication year	Author	山手, 正史(Yamate, Masashi)					
Jal C DOI  Abstract  1. 研究の趣旨  (活活動のグローバル化は、国家法から解放された共適ルールを確立しようとする国際社会の流れを益々強いものにしている。その象徴とも言える事象は1988(昭和63)年に発効したウィーン秀質条約(CISG)の全世界的規模における受容である。日本でも平成21年8月1日から発効するに至っている。全世界の貿易取引の3分の2が同条約の適用される取引であり、また、日本の国際売買のの部が同条約が回盟回との取引である。しかしながら、同条的は任意法規であるため、日本の大企業に同条約の適用を排除している企業もある。その理由は同条約が通用された場合の結果の予測が困難であるということである。他か、対象で下された同条約をより予測が困難であるということである。他か、対象内が円表別が開発力が出ている。全世界の内容の中裁判断の多分が、検討することによって同条約が通用された場合の結果の予測はかなり立つ状況にある。ともに、同条約が経過であるということである。他か、対外の中裁判断例を分析・検討することによって同条約が通用された場合の結果の予測はかなり立つ状況にある。そらに、同条約が経過であるといる。日本の表別が通り表別を持て重要な意義を有する。2、研究の内容 日本の裁判所や中裁とで同条約が通り用されることとなった現在、裁判を中体裁人の指針となるべく、指別も回り来別、判決および仲裁判断の分析・検討は含形である。また、国際売買契約の当事者にとっても、予測可能性を確保することは複数を表別といるの表別表別を表別、対象の方で表別、対象の表別、表別、表別、表別、表別、表別、表別、表別、表別、表別、表別、表別、表別、表	Publisher	慶應義塾大学					
Abstract A	Publication year	2018					
Abstract 1. 研究の韓旨 経済活動のグローバル化は、国家法から解放された共通ルールを確立しようとする国際社会の流れ を益々強いものにしている。その象徴とも言える事象は1988(昭和63)年に発効したワイーン元質 条約(CISG)の全世界の規模における受容である。日本でも平成21年8月1日から発効するに至って いる。全世界の貿易取司の3分の20万偏条4の適用される取引であり、また、 日本の国際売買の8割が同条約加盟国との取引である。しかしながら、 同条約は任意法規であるため、日本の大企業には同条約の適用を排除している企業もある。その理 由は同条約が適用された場合の結果の予測が困難であるということである。他方、 諸外国で下された同条約をめくる判決や仲裁判断は膨大な数にのぼっている。すなわち、それらの 判決例や仲裁判断の分析・検討することによって同条約が適分目を記しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	Jtitle	学事振興資金研究成果実績報告書 (2017.)					
経済活動のグローバル化は、国家法から解放された共適ルールを確立しようとする国際社会の流れを益々強いものにしている。その象徴とも言える事象は1988(昭和63年に発効したウィーン売買条約(CISC)の全世界的規模にあける受容である。日本でも平成21年8月1日から発効するに至っている。全世界の貿易取引の3分の2が同条約の適用される取引であり、また、日本の国際売買の3割が同条約加盟国との取引である。しかしながら、同条約は任意法規であるため、日本の大企業には同条約の適用を排除している企業もある。その理由は同条約が適用された場合の結果の予測が困難であるということである。他方、諸外国で下された同条約をめぐる判決や仲裁判断は膨大な数にのぼっている。すなわち、それらの判決例や中裁判断のを分析・検討することによって同条約が適用された場合の結果の予測はかなり立か状況にある。さらに、同条約が重う適用を接続している。すなわち、それらの判決例や中裁判所を分析・検討することによって同条約が適用された場合の結果の予測はかなり立か状況にある。さらに、同条約で動じる場所をしまり続き、を実現するためにも、諸外国の判決さんが仲裁判断を分析・検討することとなった現在、裁判官や中裁人の指針となるべく、諸外国の学説、判決および仲裁判断を分析・検討することとなった現在、裁判官や中裁人の指針となるべく、諸外国の学説、判決および仲裁判所の分析・検討は急務である。そこで、申請者は、近年、諸外国の判決等を服材にして、同条約全般にわたる解釈との諸問題を分析・検討してきた。今後も引き続きこのような実証的な研究を継続していく所存であり、近く、実務の指針とするべく、上記のような問題を激を反映させて概割書を出版する子できた。今後も引き続きこのような問題を激を反映させて概割書を出版する子できた。今後も引き続きこのような用意を激を反映させて概割書を出版する子できた。今後も引き続きこのような用意を表映させて概割書を出版する子できた。今後も引き続きこのような用意を表していく所存である。なお、一昨年度、申請者の中ド上に、CLOUT(CISCIの間を判決・仲裁判断のデータベース)に掲載されている判決・中裁判断の日本語訳(例は由申請者担当の「テーマ、マスースと構築し、その後、随時更新している。引き続き、掲載判決・仲裁判所のデータベース)に掲載されている判決・中裁判断の日本語訳(例は日本音報といている、引き続き、掲載判決・仲裁判断のアータベースと構築し、その後、随時更新している、引き続き、相談判断の子部院が関いでは表しまいましまいましまいましまいましまいましまいましまいましまいましまいましまい	JaLC DOI						
time. We will continue to increase judgments and arbitral awards, and we will make it more fulfilling.		経済活動のグローバル化は、国家法から解放された共通ルールを確立しようとする国際社会の流れを益々強いものにしている。その象徴とも言える事象は1988(昭和63)年に発効したウィーン売買条約(CISC)の全世界的規模における受容である。日本でも平成21年9月1日から発効するに至っている。全世界の貿易取引の3分の2が同条約の適用される取引であり、また。日本の国際売買の8割が同条約加盟国との取引である。しかしながら、同条約は任意法規であるため、日本の大企業には同条約の適用を排除している企業もある。その理由は同条約が適用された場合の結果の予測が困難であるということである。他方はから、日本の大企業には同条約の適用を排除している企業もある。その理由は同条約が適用された場合の結果の予測が困難であるということである。他方は分別でいる。とのでは、日本の大企業には関条約の適用された場合の結果の予測はかなり立つ状況にある。さらに、同条約が循知透測無態様の世界的統一を実現するためにも、静外国で下された同条約をめくる判決や仲裁判断能法大な数にのほっている。するいも、り立つ状況にある。さらに、同条約が循知透測無態様の世界的統一を実現するためにも、静外国の中教廷で同条約が適用されることとなった現在、裁判官や仲裁人の指針となるべく、諸外国の学説、判決および仲裁判断の分析・検討は急務である。また、国際売買契約の当事者にとっても、予測可能性を確保することは襲緊の課題である。そこで、申請者は、近年、諸外国の判決等を題材にして、同条約全般にわたる解釈上の諸問題を分析・検討してきた。また、日本企業のCISGに対するスタンスについての調査も行ってきた。今後も引き続きこのような実証的な研究を整続していく所存であり、近々、実務の指針とするべく、上記のような問題意識を反映させた概説書を出版する予定である。なお、一昨年度、申請者のHP上に、CLOUT(GISC)に関する判決・仲裁判断のデータベース)に掲載されている判決・仲裁判断を増やしていき、より充実したのにしていく所存である。1. Purport of research The globalization of economic activity is making the flow of the international community increasingly stronger to establish common rules released from national law. The symbol of this trends is the acceptance on the global scale of CISG which came into effect in 1988. In Japan it has come into force as from August 1, 2009. Two-thirds of trade transactions worldwide are transactions to which the Convention. However, some Japanese companies exclude the application of the Convention is supide. On the other hand, there are enormous numbers of rulings and arbitral awards on the Convention. However, some Japanese companies exclude the application of the Convention is supide. On the other hand, there are enormous numbers of rulings and arbitral awards on the Convention is supide. On the other hand, there are enormous numbers of rulings and arbitral awards on the Convention is supide. On the other hand, there are enormous numbers of rulings and rabitral awards on the Convention is supide. On the other hand, there are enormous numbers of rulings and arbitral awards on the Convention is ploided. On the other hand, there are normous num					

Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=2017000001-20170101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 2017 年度 学事振興資金 (個人研究) 研究成果実績報告書

研究代表者	所属	大学院法務研究科(法科大学院)	職名	教授	一 補助額	300 (A)	( <b>^</b> )	)千円
柳允1\衣有	氏名	山手 正史	氏名(英語)	MASASHI YAMATE			( <b>A</b> )	

研究課題 (日本語)

ウィーン売買条約の適用実態

研究課題 (英訳)

The Manner of Application of CISG in the World

## 1. 研究成果実績の概要

# 1. 研究の趣旨

経済活動のグローバル化は、国家法から解放された共通ルールを確立しようとする国際社会の流れを益々強いものにしている。その象徴とも言える事象は 1988(昭和 63)年に発効したウィーン売買条約(CISG)の全世界的規模における受容である。日本でも平成 21年8月1日から発効するに至っている。全世界の貿易取引の3分の2が同条約の適用される取引であり、また、日本の国際売買の 8割が同条約加盟国との取引である。しかしながら、同条約は任意法規であるため、日本の大企業には同条約の適用を排除している企業もある。その理由は同条約が適用された場合の結果の予測が困難であるということである。他方、諸外国で下された同条約をめぐる判決や仲裁判断は膨大な数にのぼっている。すなわち、それらの判決例や仲裁判断例を分析・検討することによって同条約が適用された場合の結果の予測はかなり立つ状況にある。さらに、同条約が謳う適用態様の世界的統一を実現するためにも、諸外国の判決および仲裁判断を分析・検討することは極めて重要な意義を有する。

#### 2. 研究の内容

日本の裁判所や仲裁廷で同条約が適用されることとなった現在、裁判官や仲裁人の指針となるべく、諸外国の学説、判決および仲裁判断の分析・検討は急務である。また、国際売買契約の当事者にとっても、予測可能性を確保することは喫緊の課題である。そこで、申請者は、近年、諸外国の判決等を題材にして、同条約全般にわたる解釈上の諸問題を分析・検討してきた。また、日本企業のCISGに対するスタンスについての調査も行ってきた。今後も引き続きこのような実証的な研究を継続していく所存であり、近々、実務の指針とするべく、上記のような問題意識を反映させた概説書を出版する予定である。

なお、一昨年度、申請者の HP 上に、CLOUT(CISG に関する判決・仲裁判断のデータベース)に掲載されている判決・仲裁判断の日本語訳(訳出は申請者担当の「テーマ演習」受講生と申請者との共同作業)のデータベースを構築し、その後、随時更新している。引き続き、掲載判決・仲裁判断を増やしていき、より充実したものにしていく所存である。

## 2. 研究成果実績の概要(英訳)

# 1. Purport of research

The globalization of economic activity is making the flow of the international community increasingly stronger to establish common rules released from national law. The symbol of this trends is the acceptance on the global scale of CISG which came into effect in 1988. In Japan it has come into force as from August 1, 2009. Two-thirds of trade transactions worldwide are transactions to which the Convention applies, and 80% of international trade in Japan is a transaction with Members of the Convention. However, some Japanese companies exclude the application of the Convention. The reason for this is that it is difficult to foresee the results when the Convention is applied. On the other hand, there are enormous numbers of rulings and arbitral awards on the Convention issued in other countries. In other words, by analyzing and examining judgments and arbitral awards, the prediction of the results when the Convention is applied stands quite a bit. Furthermore, in order to realize the worldwide unification of the application sought by the Convention, it is extremely important to analyze and examine judgments and arbitral awards of other countries.

### 2. Content of research

Analysis and examination of the theories, judgments and arbitral awards of foreign countries are urgent. Therefore, in recent years, the applicant has analyzed and examined interpretation problems throughout the convention. We have also conducted surveys on Japanese firms' stances toward CISG. We will continue to research in the future and will soon publish an outline reflecting the problem

In addition, in the fiscal year 2009, on the applicant's website, the Japanese translation of the judgments and arbitral awards published in CLOUT has been built and then updated from time to time. We will continue to increase judgments and arbitral awards, and we will make it more fulfilling.

3. 本研究課題に関する発表							
発表者氏名 (著者・講演者)	発表課題名 (著書名・演題)	発表学術誌名 (著書発行所・講演学会)	学術誌発行年月 (著書発行年月・講演年月)				